

J R大湊線活性化協議会設置規約

令和4年12月22日制定

(名称及び目的)

第1条 本協議会は、J R大湊線活性化協議会（以下「協議会」という。）と称し、J R大湊線の利用促進等に取り組むことにより、路線利用の拡大や下北半島圏域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) J R大湊線に係る調査・研究に関すること
- (2) J R大湊線の利用促進に関すること
- (3) J R大湊線沿線及び周辺地域の活性化に関すること
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第3条 協議会は、別記に掲げる者（以下「会員」という。）をもって構成する。

- 2 協議会は、前項の会員以外の者又は団体に、オブザーバーとして参画を求めることができる。
- 3 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1人
 - (2) 副会長 2人
 - (3) 監 事 2人

(会長及び副会長)

第4条 会長はむつ市長とし、副会長は野辺地町長、横浜町長とする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(監事)

第5条 監事は、会員の中から会長が指名する。

- 2 監事は、協議会の会計監査を行う。
- 3 監事は、監査の結果を会議において報告しなければならない。
- 4 監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 監事が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会員が会議に出席できないときは、会員の所属する組織の中から代理者を出席させることができる。

3 会議の議決を要する事項については、出席会員による全会一致を原則とするが、これによることが困難な場合は、出席会員の3分の2以上の同意により決することとする。

4 会議は、書面にて協議することができる。

(ワーキングチーム)

第7条 会長は、第2条各号に掲げる事業を行うため、必要に応じてワーキングチームを設置することができる。

2 ワーキングチームの構成及び運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、むつ市に置く。

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年12月22日から施行する。

別記（第3条第1項関係）

団 体 名	職 名	備 考
むつ市	市長	沿線自治体 下北半島振興促進連絡協議会
野辺地町	町長	〃
横浜町	町長	〃
大間町	町長	周辺自治体 下北半島振興促進連絡協議会
東通村	村長	〃
風間浦村	村長	〃
佐井村	村長	〃
東北町	町長	〃
七戸町	町長	〃
六ヶ所村	村長	〃

【オブザーバー】

団 体 名	備 考
東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社	鉄道事業者
東北運輸局	国
青森県	県

別紙（第7条関係）

J R大湊線活性化協議会 ワーキングチーム

【ワーキングチーム】

団 体 名	職 名	備 考
むつ市	担当課長	沿線自治体 下北半島振興促進連絡協議会
野辺地町	〃	〃
横浜町	〃	〃
大間町	〃	周辺自治体 下北半島振興促進連絡協議会
東通村	〃	〃
風間浦村	〃	〃
佐井村	〃	〃
東北町	〃	〃
七戸町	〃	〃
六ヶ所村	〃	〃

【オブザーバー】

団 体 名	備 考
東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社	鉄道事業者
東北運輸局	国
青森県	県